

農地・水・環境の保全向上のために

—農地・水・環境保全向上対策の取り組み方—



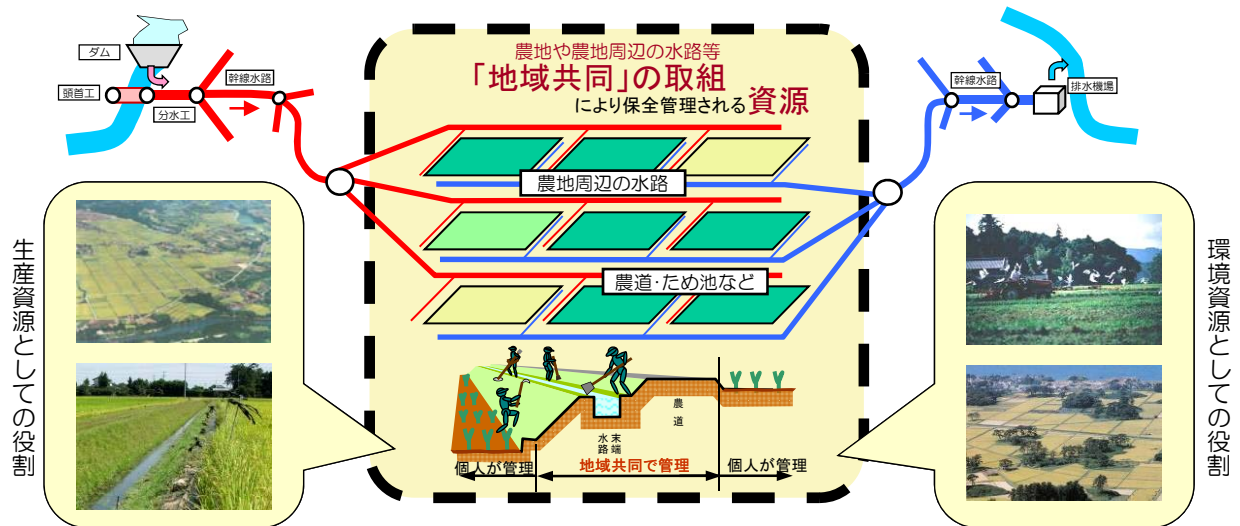
はじめに

- 農林水産省では、平成19年度から、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として、「農地・水・環境保全向上対策」を実施しています。
- この対策により、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ります。そのために、
 - ・農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにをつくってもらい、
 - ・これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動を促します。
 - ・また、地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた地域での取り組みを促します。
- このパンフレットは、地域の皆さんがこの農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいただくために、その仕組みや具体的な進め方を解説したものです。



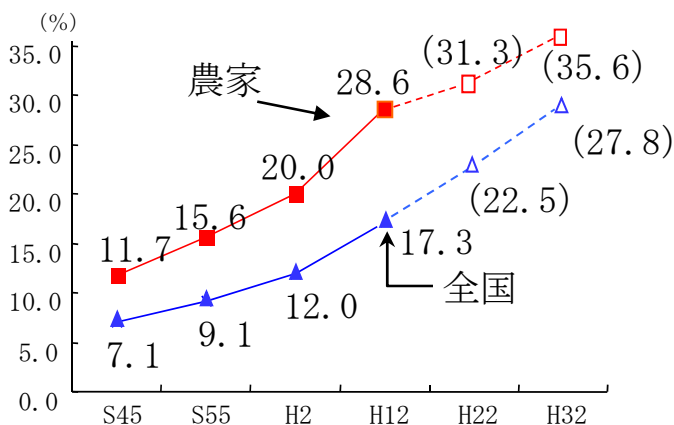
あなたの地域ではいかがですか？

- 農地・農業用水等の資源は、これまで集落など地域の共同活動により保全管理されてきました。
- これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしています。



- 高齢化や混住化が進行して、農地や農業用排水などの資源をこれまでどおり地域で適切に保全管理していくことが難しくなってきています。

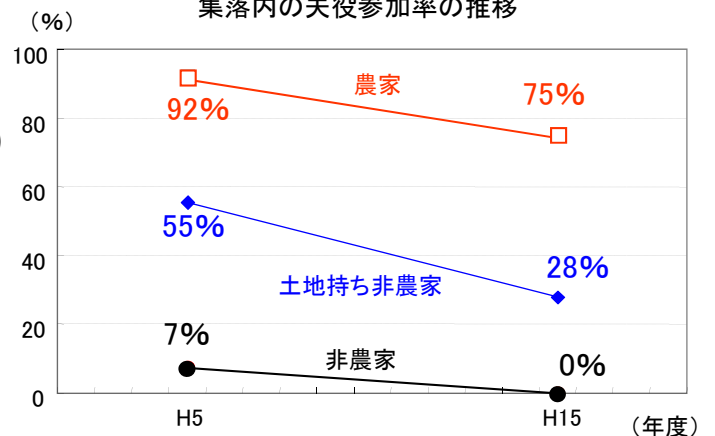
○高齢者(65歳以上)割合の増加



資料：農業センサス

○地域共同による保全活動の低下

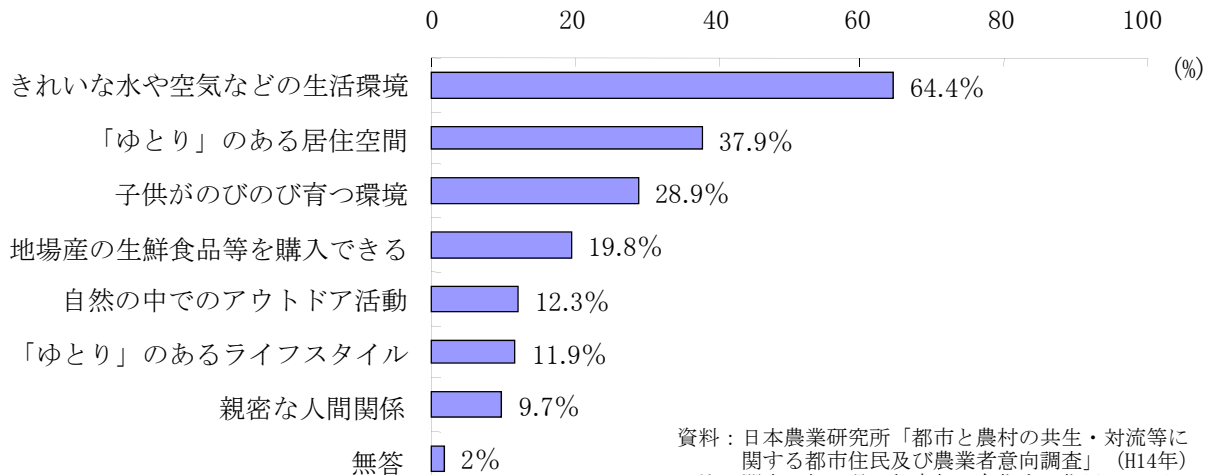
集落内の夫役参加率の推移



資料：農林水産省調べ
(A県の10土地改良区管内について調査)

○一方、国民の農村環境に対する評価が高まっており、農地・農業用水等の資源の保全と併せて農村環境の質的な向上が求められています。

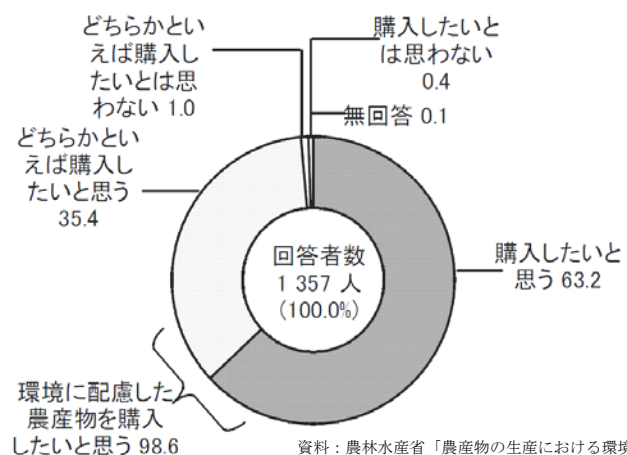
○農村環境への意識の高まり



資料：日本農業研究所「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」（H14年）
注：関東1都3県の都市部に在住する住民1,500人へのアンケート調査結果

○環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

○消費者の購入意向



資料：農林水産省「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査」（H17年）
注：農業者2,445名、流通加工業者743名、消費情報提供協力者1,357名へのアンケート調査結果

自然循環機能の維持・増進

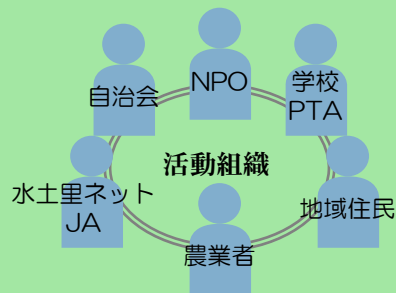
消費者は環境にやさしい農産物を求めています

農地・水・環境保全向上対策のしくみ

○農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援します。

共同活動への支援

多様な主体が参画



組織規約作り

地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、その活動経費を支援



水路の泥上げ



生き物調査



計画策定



施設の点検

更に環境にやさしい農業を実施

更に活動をステップアップ

営農活動への支援

上記の共同活動に加えて、

- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
 - ・地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、
- 取組農家にも支払われる交付金を交付。



浅水代かき



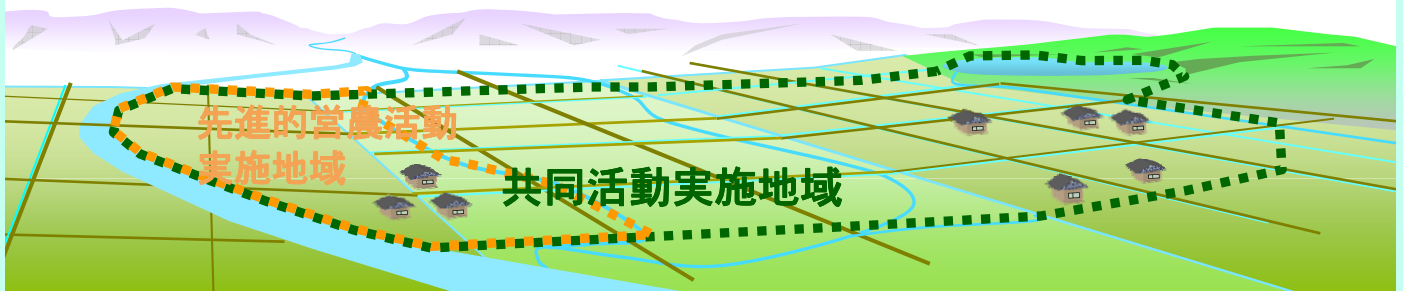
土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減

促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付。



カバープランツ植栽



次のページから具体的に支援を受けるまでを説明します

農地・水・環境を 守り育てる7つのステップ

— 活動組織づくりから活動の実践まで —



**ステップ 5
協定を**

**ステップ 4
活動計画をつく**



**ステップ 3
規約をつくります**

(p.11)

**ステップ 2
参加者を募ります**

(p.9)



**ステップ 1
対象地域をまとめます**

(p.7)



より質の高い取組へ
(p.23)



ステップ 7

さあ活動を実践しよう

(p.21)

ステップ 6

交付金が交付されます

(p.19)



結びます
(p.17)



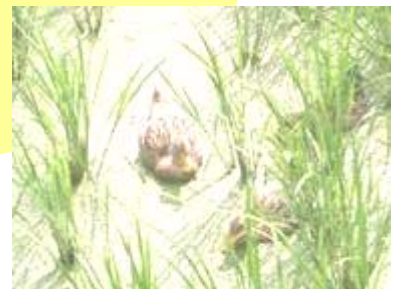
ります
(p.13)

共同活動支援を受ける地区は、
次の支援も受けることができます。

(ステップ 8)

**地域でまとまって環境にやさしい
先進的営農活動を行います**

(p.25)



農地・水・農村環境を守り育む共同活動への支援

1 (活動組織の)対象地域をまとめます

地域の判断で効率的な活動範囲を

新たな取組も視野に入れて

支援を受けるには、まず「活動組織」をつくる必要があります。

活動組織づくりは、対象地域をまとめることから始めます。

地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域の判断で設定していただきます。

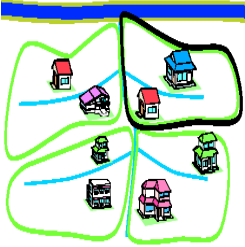
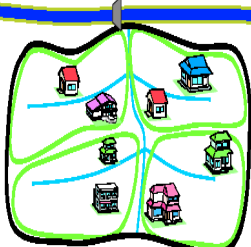
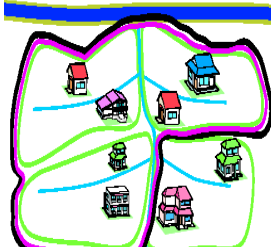
対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。

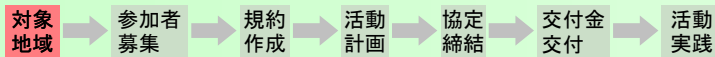
まずは、集落単位などこれまでも共同活動(賦役など)を行っていた範囲を基本にして、

- ・これまでどおりの範囲のままで良いのだろうか
- ・隣の区域も含めて一体となった方が効率が良いのでは
- ・環境保全などの新たな活動を行うのに相応しい範囲だろうか
- ・集落営農の組織化にもうまくつなげられないだろうか

といったことについて、地域で話し合ってください。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位	水系単位	事業単位
			
集落ぐるみで共同活動を行う体制	集落営農組織で共同活動を行う体制	ため池や堰などの水系での共同活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での共同活動を行う体制



Q1 中山間直接支払を受けている農地も含めることができますか。

対象地域の中に中山間直接支払を受けている農地が含まれていてもかまいません（中山間直接支払はそのまま継続して交付を受けることができます）。

なお、その場合、追加要件の実施が求められますので注意してください。

Q2 農振農用地以外の農地も対象に含めることができますか。

この対策は農振農用地を対象としていますが、共同活動を一体的に行う場所（水路、ため池、農道など）であれば、農振白地を含めて対象地域を設定してもかまいません。

ただし、活動組織への交付金は、対象地域内の農振農用地の面積をもとに算定されます。

Q3 活動組織と集落営農組織との関係について教えてください。

集落営農と共同活動の範囲がほぼ同じで、集落営農組織を核として活動組織をつくるのが効果的な場合もあるかと思います。

あるいは、活動組織の設立をきっかけに、その中で集落営農の組織化の気運が高まることもあるのではないのでしょうか。

いずれにしても、それぞれの地域で共同活動のまとまりを考えていく中で、集落営農の育成にもつながるよう、よく話し合っていきたいと思っています。



2 (活動組織の)参加者を募ります

活動組織には農業
者以外の参加が必要

共同活動に参加する構成員を募ります。

活動組織には、農業者だけでなく、農業者以外の構成員（主体）が参加することが必要です。

構成員の種類や数は地域の実情に応じて、望ましい枠組みにしてください。

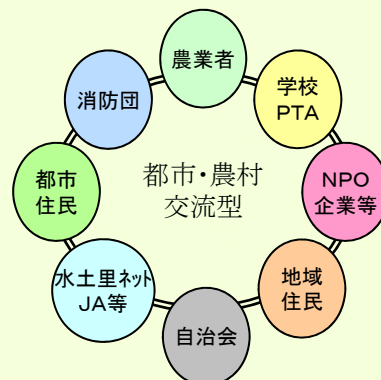
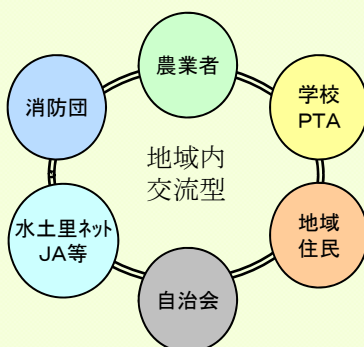
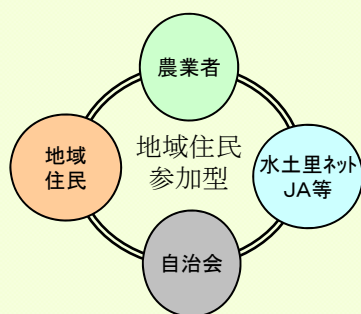
まずは身近なところ
から

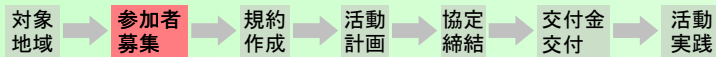
まずは、地域住民や自治会など身近な人や、土地改良区、JAなどの団体に声をかけ、そこから少しずつ輪を広げるようにしてみてください。

各地の条件に見合う形で、自由に、そして前向きに、さまざまな立場の構成員が参加する枠組みづくりに取り組んでください。

構成員となった方々には、規約や活動計画に基づいて、地域の資源や環境を守る共同活動に参加していただきます。

様々な構成員の参加の例





Q4 なぜ農業者だけではだめなのですか。

高齢化や混住化により、農地や農業用排水路などの資源が農業者だけでは守れなくなっていることや、こうした資源によって恩恵を受けている人は農業者だけではないのですが、そうした方々が共同活動に参加していないという不釣り合いを解消することが、支援の目的だからです。農村地域の新しいコミュニティづくりや、農業・農村に対する国民の理解を深めることにも役立つと考えています。

Q5 地域には農業者しかいないのですが。

純農村地域にも、自治会、女性会、青年会などさまざまな役割の組織があります。地域の将来を担う子どもたちもいます。ふだん顔を合わせている人たちだけでも、枠組みづくりはできるはずですので、工夫してみてください。

Q6 構成員は個人でも団体でも良いのですか。

活動組織の構成員は、個人でも団体（組織）でもかまいません。団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員になることを合意・決定した上で、参加してください。

Q7 地域の外の人でも良いのですか。

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方（注：所有者・耕作者のどちらでもかまいません）を構成員とします。農業者以外の構成員は、地域の内外は問いません。

いずれにしても、何らかの形で、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことが条件です。

Q8 水路や農道の掃除や草刈りには農業者しか参加しないのでは。

農地の真ん中にある水路や農道の手入れなどは、確かに農業者の方が中心になるかも知れません。しかし、集落（居住地）の近くを流れる水路の清掃や農村環境を保全する活動などはさまざまな立場の方が参加できるのではないのでしょうか。

この事業で支援する共同活動は、地域の中で役割分担をしながら、さまざまな取組を一体的に行うことを促すものです。

また、役割分担を通じて、お互いの理解が深まり、地域の活力の向上につながることも期待しています。

構成員の全員があらゆる活動に参加する必要はなく、役割分担をして多くの方が少しずつでも活動に参加する枠組みづくりを工夫してください。

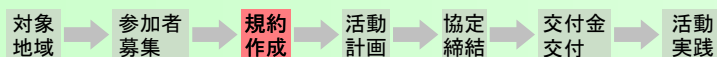
3 (活動組織の)規約をつくります

規約策定は交付金
交付の前提条件

- 活動組織の規約を策定していただきます。例を示しますので、参考にしてください。
- 規約の内容については、それぞれの活動組織の中で構成員が話し合って、合意していただけるものであれば結構です。ただし、最低限、下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。
- 「杓子定規な規約が必要なのか」と考えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の基本となる事柄を確認しておくのは大切なことです。また、活動組織が交付を受けるためには、市町村からの規約の承認が条件にもなっていますので、規約は必ず策定してください。

規約に最低限盛り込んでいただく事項

名称	活動組織の名称を明らかにします。
目的	活動組織の目的を明らかにします。 その際、目的は、「農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動」が必ず含まれるものにしていただく必要があります。
構成員	活動組織の構成員を明らかにします。 活動組織は、農業者のほか1以上の団体又は個人で構成される必要があります。
代表・役員	代表や会計などの役員の構成を明らかにします。
合議方法	活動組織内の合意・決定方法を明らかにしてください。合意・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります。



Q9 組織規約は具体的にはどのようなものですか。

次のような例を参考にしてください。

■■活動組織規約（例）

平成●●年●月●日制定

（名称）

第1条 この活動組織は、■■（以下「■■」という。）と称する。

（目的）

第2条 ■■は、第3条の構成員による共同活動を通じ、■■地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

（構成員）

別紙にて、個人、団体を問わず、活動組織に参加するすべての者を列記してください。

第3条 ■■の構成員は【別紙】のとおりとする。

（代表等）

別紙にて、活動組織の代表等を明記してください。

第4条 この■■に、代表1名、副代表●名、書記●名、会計●名、監査役●名を置くこととする。代表等役員は【別紙】のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この■■を代表し、■■の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、■■の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

（会議）

第5条 ■■の会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 ■■の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

（付議）

第6条 ■■の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

一 ■■の組織運営に関すること

二 ■■が実施する活動についての計画に関すること

三 ■■の出納の監査に関すること

四 その他■■の目的を達成するために必要な事項

五 ……………

（雑則）

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

4

(地域活動指針を参考に)活動計画をつくります

目安となる「活動指針」を提供

それぞれの活動組織で共同活動の計画をつくります。様式を基に作成して下さい。

活動計画の内容については、最低限、下表に掲げる項目だけは、明確に表示するようにしてください。

活動計画づくりに当たっての目安となる「地域活動指針」をお示します。「地域活動指針」は、この対策の対象である活動の項目を、
ア. 資源の適切な保全のための「基礎部分」と、
イ. 施設の長寿命化につながる活動や農村環境を向上させる活動などの「誘導部分」
に区分して整理し、列挙したものです。(16ページがそのイメージです)

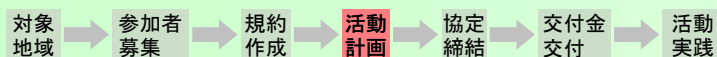
現状と今後の活動項目をリストアップ

活動計画は、地域活動指針を目安にしながら、活動組織の中で話し合い、①これまでの共同活動の実態を点検し、②今後、活動組織で取り組むことができる活動をリストアップすることを通して、作成することができます。

活動計画の内容が一定の水準に到達していることが、交付金の交付の条件になります。

活動計画に最低限盛り込んでいただく事項

対象となる資源	協定の対象となる農用地の所在及び面積、当該農用地のうち交付金の対象となる対象農用地面積、並びに活動の対象とする農業水路等の資源を明らかにします。	「位置図」を添付していただきます。
実施計画	活動組織が取り組む活動の概要を明らかにします。	「地域活動指針チェック表」のとおりです。
(参考) 支出計画	交付金の使途を「基礎部分の活動」、「農地・水向上活動」、「農村環境向上活動」、「活動組織の管理運営」に区分します。	平成23年度までの支出計画の合計を記入します。



Q10 活動計画づくりはとても難しいではありませんか。

活動計画書の大半は、地域活動指針のメニュー表を活用して、取り組む活動項目にチェックを入れるだけのものです。その他の部分も、参考となる「ひな形」もお示しますので、計画書の作成作業自体はそれほど難しいものではありません。

それよりも、どのような活動をどういう役割分担で行うのかという「話し合い」の方が大切です。活動組織の構成員が皆で参加して“前向きな”計画になるよう、話し合っていたいただきたいと思います。

Q11 目安となる地域活動指針は全国一律なのですか。

地域活動指針は、地域協議会ごとに、国が示す活動指針を基本として、各地の特色や条件を反映した地域版の活動指針(地域活動指針)が用意されています。

→16ページをご参照ください。

Q12 地域の祭りや伝統行事など、地域活動指針のメニューにない活動を含めてはいけないのですか。

地域の特色や創意工夫を活かし、さまざまな活動に積極的に取り組まれるようにしていただきたいと思いますので、活動組織が取り組むこととした活動であれば、祭りや伝統行事などの活動も盛り込んでいただいても結構です。

ただし、これらの活動については、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上に直接関わるものではないため、本対策の交付金を使うことはできませんので注意してください。



活 動 計 画 (イメージ)

第1 協定の対象となる資源

(1) 協定の対象となる資源

対象となる資源を規定します。

位 置	〇〇県〇〇市〇〇集落					「位置図」のとおり
農用地	地目	田	畑	草地	計	「位置図」に示す範囲
	対象農用地	〇,〇〇〇a	〇〇〇a	〇a	〇,〇〇〇a	
	協定農用地	〇,〇〇〇a	〇〇〇a	〇a	〇,〇〇〇a	
	うち農振農用地	〇,〇〇〇a	〇〇〇a	〇a	〇,〇〇〇a	
農業用施設	開水路	パイプライン		ため池	農道	
	〇〇.〇 km	〇〇.〇 km		〇箇所	〇〇.〇 km	

(参考) 共同活動支援交付金の支出計画

項 目		金 額
基礎部分の活動に要する経費		〇〇〇万円
誘導部分	農地・水向上活動に要する経費	〇〇〇万円
	農村環境向上活動に要する経費	〇〇〇万円
活動組織の管理運営に要する経費		〇〇〇万円
合 計		〇,〇〇〇万円

注) 平成23年度までの支出計画の合計を記入します。

第2 実施計画

「地域活動指針チェック表」のとおり。

第3 添付書面

1. 地域活動指針チェック表
2. 位置図
3. 促進費対象活動等実施計画
4. 特認要件を適用した場合の整理表

(参考)活動指針の概要

国が示す活動指針の構成イメージ(田の例)

区分		活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
基礎部分	点検活動	☐ 遊休農地等の発生状況の把握	☐ 施設の点検	☐ 施設の点検	☐ 施設の点検	☐ 施設の点検
	計画策定	☐ 共同作業計画の策定				
	実践活動	☐ 畦畔・農用地法面等の草刈り ☐ 遊休農地発生防止のための保全管理	☐ 配水操作 ☐ 水路の草刈り ☐ 水路の泥上げ	☐ 配水操作 ☐ ポンプ場、調整施設等の草刈り ☐ ポンプ吸水槽等の泥上げ ☐ かんがい期前の注油	☐ 定期的な見回り ☐ 配水操作 ☐ ため池の草刈り ☐ ため池の泥上げ ☐ かんがい期前の施設の清掃・除塵 ☐ 管理道路の管理	☐ 砂利の補充 ☐ 路肩・法面の草刈り ☐ 側溝の泥上げ

区分		活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
誘導部分	機能診断	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理
	計画策定	☐ 年度活動計画の策定				
	実践活動	☐ 農用地法面の初期補修 ☐ 暗きょ施設の清掃 ☐ 農用地の除れき ・ ・ 他	☐ 水路側壁のはらみ修正 ☐ 目地詰め ☐ 異常気象等後の見回り ☐ ゲート類等の保守管理の徹底 ・ ・ 他	☐ パイプ内の清掃 ☐ 給水栓に対する凍結防止対策 ☐ 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・ ・ 他	☐ 遮水シートの補修 ☐ コンクリート構造物の目地詰め ☐ 水抜による点検・補修 ☐ 異常気象等後の見回り ☐ 異常気象等後の応急措置 ・ ・ 他	☐ 側溝の目地詰め ☐ 路肩・法面の初期補修 ☐ きめ細やかな雑草対策 ・ ・ 他

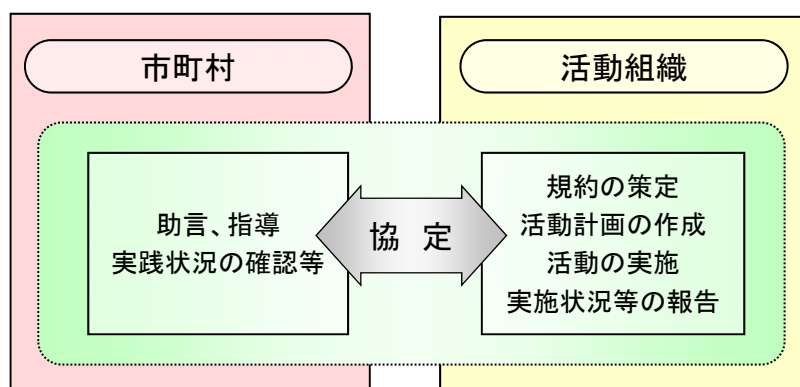
区分		活動項目				
		生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留機能増進・地下水かん養	資源循環
誘導部分	計画策定	☐ 生態系保全計画の策定	☐ 水質保全計画の策定	☐ 景観形成・生活環境保全計画の策定	☐ 水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定	☐ 資源循環に係る地域計画の策定
	啓発普及	☐ 広報活動 ☐ 学校教育等との連携 ☐ 啓発活動 ☐ 行政機関等との連携 ☐ 地域住民等との交流活動 ☐ 地域内の規制等の取り決め				
	実践活動	☐ 生態系保全に配慮した施設の適正管理 ☐ 水田を活用した生息環境の提供 ☐ 生物の生息状況の把握 ・ ・ 他	☐ 水質保全を考慮した施設の適正管理 ☐ 循環かんがいの実施 ☐ 水質モニタリングの実施・記録管理 ・ ・ 他	☐ 農業用水の地域用水としての利用・管理 ☐ 景観形成のための施設への植栽等 ☐ 伝統的施設や農法の保全・実施 ・ ・ 他	☐ 水田の貯留機能向上活動 ☐ 地域排水機能向上のための施設操作 ☐ 水田の地下水かん養機能向上活動 ・ ・ 他	☐ 間伐材等を利用した防護柵等の適正管理 ☐ 農業用水の反復利用 ☐ 有機性資源のたい肥化 ・ ・ 他

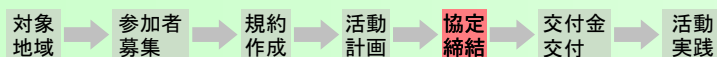
5 (市町村と)協定を結びます

協定とは

- 活動組織と関係市町村が「協定」を結びます。
- 協定は、
 - ア. 活動組織は、決定した活動計画等、
 - イ. 市町村は、活動組織への指導や活動の実践状況の確認等を行うことを双方が明確化し、確認するものです。
- 協定期間は、協定締結から原則として5年間以上です。
ただし、交付金が交付されるのは協定締結年度にかかわらず、平成23年度までとなっています。

協定の位置づけ





Q13

協定書は具体的にはどのようなものですか。

次のような例を示しますので、参考にしてください。

農地・水・環境保全向上対策に係る協定書 （例）

農地・水・環境保全向上対策実施要綱に基づき、■■■（以下「■■■」という。）と▲▲市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、■■■地域に存する農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から平成●●年●月●日までとする。

（協定の対象となる資源）

第3条 協定の対象となる資源は「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

（実施計画）

第4条 ■■■が実施する活動は、「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

（市町村の役割）

第5条 市は、協定の対象区域において、■■■が第4条に定める実施計画とは別に、次の事項を行う。

(1) ……必要に応じて記述……………

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、■■■と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、■■■及び市は、それぞれ記名押印の上、各一通を保有する

平成●●年●月●日

▲▲市■■■町●●番地
■■■代表 ■■■■■ 印
▲▲市■■■町●●番地
▲▲市長 ■■■■■ 印

別添資料「■■■活動組織規約」

6 (要件を満たす活動組織に) 交付金が交付されます

	■	活動組織に対して、共同活動を支援する交付金が交付されます。
	■	交付金が支払われる条件は、次の2点です。 ア. 活動組織の体制が、交付金を受け取れる状態に整っていること（体制の要件） イ. 活動組織の活動が、一定の水準を満たすものであること（活動の要件）
体制の要件（規約と協定で確認）	■	「ア. 体制の要件」は、①活動組織規約、②協定の2点がきちんと整えられているかどうかで判定します。
活動の要件（地域活動指針でチェック）	■	「イ. 活動の要件」は、活動計画を「地域活動指針」と照らし合わせて、 ①基礎部分の活動項目をすべて実施すること ②誘導部分の活動項目の一定量以上を実施すること が、活動計画に盛り込まれて実施しているかどうかで判定します。
支援の水準	■	ア・イの要件をいずれも満たす活動組織が支援の対象となります。活動組織内の農振農用地面積に応じて、交付金が交付されます。（交付金の水準は下表右のとおりです。）
促進費	■	また、より高度な取組を行う活動組織には促進費が交付されます。

交付金の交付要件

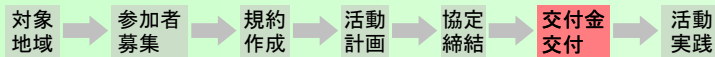
要件の区分			交付に必要な条件
体制の要件	規約		活動組織規約を策定
	協定		市町村と協定を締結
活動の要件	基礎部分	資源の適切な維持保全	点検活動
			計画策定
			実践活動
	誘導部分	農地・水向上活動	機能診断
			計画策定
		農村環境向上活動	実践活動
			計画策定
			啓発・普及
			実践活動

※ 一部の項目を必須とするなど、上記の要件を下回らない範囲で地域協議会が要件を設定します。

支援交付金の単価

	都府県	北海道
水田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

- ・ 交付額は、上記の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出します。なお、一定の活動水準を確保しつつ、交付総額を変えないで、より広い活動対象面積で活動していただく特認が導入される場合があります。
- ・ 畑は、普通畑及び樹園地。
- ・ 草地は、牧草地及び採草放牧地。
- ・ 上表は、国と地方公共団体の合計額。
- ・ 地方公共団体の支援に要する経費については、所要の地方財政措置が講じられています。



Q14 交付金が支払われる条件はハードルが高いのではないですか。

とくに「活動の要件」は、項目がたくさんで大変のように見えます。
しかし、活動指針をもう一度じっくりと見て、皆で話し合ってみてください。項目の中には、これまでも何らかの形で地域で行ってきたものもあるはずです。農村環境の保全など誘導部分の活動もさまざまなメニューがありますので、うまく役割分担して、少し“背伸び”をすれば、取り組むことができる活動が見つかるはずです。

Q15 促進費とはどのようなものですか。

地域共同の活動を更により良いものにステップアップさせるため、高度な取組に対して促進費を交付します。
促進費の対象となるのは、さらに高度な農地・水向上活動のほか、質の高い農村環境向上活動などの取組や、活動組織のNPO法人化などです。

→23ページをご覧ください。

Q16 営農活動への支援は別に加算されるのですか。

大幅な減化学肥料・減化学合成農薬など先進的な営農活動を行う地域に対しては、共同活動に対する支援に上乗せして更に支援します。
詳しくは25ページをご覧ください。

→25ページをご覧ください。

Q17 水田・畑・草地の地目や北海道・都府県でなぜ単価が違うのですか。

交付金の単価は、資源（水路、ため池、堰、農道など）を保全する共同活動がしっかりと実施できるように、どのような農用地にどれぐらいの活動量が必要になるのかを調査した結果をもとに算定しています。
つまり、水田、畑、草地では、これらの資源を保全する共同活動の形態や量に大きな差があります。また、規模の大きな北海道では、水路や農道の密度が都府県と大きく異なることから、単価を区分しています。

7 さあ活動を実践しよう

効果の高い活動の実践

活動計画に基づいて、活動を実践してください。

新たな構成員も加わりました。点検・計画・実践と盛りだくさんです。でも、その多くは、これまでも何らかの形で地域の皆さんが取り組んできた活動の延長線上のもののはずです。役割分担を再確認して、しっかりと進めてください。そしてこれまでにない新たな活動にも“少し背伸びをして”チャレンジしてください。

交付金の使途

交付金は、協定において実施するとした活動を実施するために必要な経費に使用してください。

活動の記録

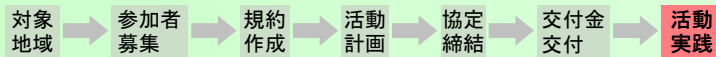
活動の記録や交付金の使い道などについては、必ず記録を残しておいてください。

将来に向けて

活動を長く続けていくため、共同活動の実践とあわせて、地域の将来像や共同活動、体制のあり方などについて皆で話し合っていきましょう。

活動実践のイメージ

		点検・準備	計画・啓発	実践活動	
一 定 以 上 の 組 み あ い の 活 動 項 目 を 選 ぶ 取 り 組 み の 活 動 項 目 に 関 心 を も つ	誘導部分 農村環境向上活動 (生態系保全、景観形成など農村の環境を良くする活動)	地域住民やNPO等を交えた話し合い 	地域全体への啓発・普及 	生き物調査の実施 	水路沿いに花を植栽  ...
	農地・水向上活動 (施設の長寿命化につながるきめ細かな保全管理)	施設の寿命を縮める劣化がないか点検 	きめ細かな補修、保全の役割分担 	破損部分をこまめに補修 	ゲートの保守管理の徹底  ...
	基礎部分 資源の適切な維持保全 (維持保全のために必要な基礎的な活動)	施設の機能に支障が生じていないか点検 	実践活動の年間計画を策定 	水路の江ざらい、草刈り 	農道への砂利の補充  ...



Q18 交付金の使い道についての決まりを詳しく教えてください。

活動計画に盛り込んだ活動の範囲内であれば、水路や農道の清掃や草刈りなど基礎部分の活動にも、あるいは、農村環境の保全など誘導部分の活動にも、使って頂くことができます。また、内容も資材や機材の購入、日当や協力費、話し合いや啓発・普及に要する経費など、地域の創意工夫で幅広く使って頂くことができます。

ただし、地域の祭りや伝統行事といった直接農地・水・環境の保全と質的向上に関連のない活動などには使うことはできません。

Q19 活動計画で決めた活動は、毎年必ず実施しなければならないのですか。

原則として毎年実施して頂きます。ただし、計画はしていてもその必要がなくなるもの（例えば水路の補修などはその年に壊れた箇所がなければ不要）等については、点検を行うことにより活動が実施されたものと見なされます。

Q20 活動を計画どおり行わなかった場合、交付金を返還するのですか。

活動を計画どおり行えなくても、一定の水準を満たしていれば交付金を返還する必要はありません。一定の水準を満たす活動が行えなかった場合や、交付金が計画の範囲外の目的で不正に使われたりした場合には、交付金の返還を求めることがあります。

